

第80回 定時株主総会招集ご通知

日 時

平成30年6月28日（木曜日）
午前10時
（受付開始 午前9時）

場 所

大阪市淀川区宮原四丁目2番1号
ホテル メルパルク大阪
4階会議室

※末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

目 次

■第80回定時株主総会招集ご通知……………	1
■株主総会参考書類……………	3
議 案 取締役7名選任の件……………	3
【添付書類】	
事業報告……………	7
連結計算書類……………	32
計算書類……………	34
監査報告書……………	36

お土産について

本年より、株主総会当日にご出席の株主様へのお土産は取りやめさせていただきます。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。



田淵電機株式会社

証券コード：6624

証券コード：6624
平成30年6月13日

株 主 各 位

大阪市淀川区宮原三丁目4番30号
田 淵 電 機 株 式 会 社
取締役社長 貝方士 利浩

第80回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第80回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成30年6月27日（水曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成30年6月28日（木曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
 2. 場 所 大阪市淀川区宮原四丁目2番1号
ホテルメルパルク大阪 4階会議室
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
 3. 会議の目的事項
 - 報告事項 1. 第80期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第80期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決 議 事 項
議 案 取締役7名選任の件

以 上

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 本年より、株主総会当日にご出席の株主様へのお土産は取りやめさせていただきます。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 連結株主資本等変動計算書、連結注記表、株主資本等変動計算書及び個別注記表につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、当社ウェブサイト上 (<http://www.zbr.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。
なお、会計監査人及び監査役が監査した連結計算書類及び計算書類には、本招集ご通知添付書類に記載の各書類のほか、上記の当社ウェブサイトに掲載している連結株主資本等変動計算書、連結注記表、株主資本等変動計算書及び個別注記表が含まれております。
- ◎ 株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類の内容について、株主総会の前日までに修正をすべき事情が生じた場合には、書面による郵送又は当社ウェブサイト (<http://www.zbr.co.jp/>) において掲載することにより、お知らせいたします。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

議 案 取締役7名選任の件

本総会終結の時をもって取締役7名全員は任期満了となりますので、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1 【再任】	たぶちてるひさ 田淵暉久 (昭和17年3月7日生)	昭和39年4月 当社入社 昭和45年9月 当社取締役 昭和48年9月 当社常務取締役 昭和51年10月 当社専務取締役 昭和58年10月 当社取締役社長 平成17年6月 当社取締役会長(現任)	1,210,574株
取締役 在任期間 47年 10ヶ月	(取締役候補者とした理由) 同氏は、創業家出身であり取締役在任48年、代表取締役在任35年となります。その間、海外生産展開を推進するとともに、主たる事業をトランス・電源・パワーコンディショナへと展開することを主導してまいりました。また、経済界ほか各方面に広く人脈を有しております。これらの実績を踏まえ、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。 (取締役候補者と当社との特別利害関係) 同氏と当社との間に特別な利害関係はありません。		
2 【再任】	かいほうしとしひろ 貝方士利浩 (昭和35年9月20日生)	昭和60年4月 田淵電子工業株式会社入社 平成13年4月 当社入社 平成17年6月 当社取締役社長(現任) 平成26年6月 当社執行役員会議長(現任) 平成29年4月 当社エネルギー・ソリューション事業本部統括	113,541株
取締役 在任期間 13年 0ヶ月	(取締役候補者とした理由) 同氏は、経理、IT、経営企画部門における業務経験を有しております。パワーコンディショナ事業を商品の柱として確立するとともに、業界での活動においても主導的役割を果たしてまいりました。また、事業環境の急速な変化の中、この克服に邁進しております。引き続き取締役として選任をお願いするものであります。 (取締役候補者と当社との特別利害関係) 同氏と当社との間に特別な利害関係はありません。		

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3 【再任】 取締役 在任期間 12年 0ヶ月	さかべしげかず 阪部茂一 (昭和23年4月14日生) 取締役会への出席状況 17回中17回	昭和48年4月 三菱電機株式会社入社 平成9年10月 同社先端技術総合研究所主管技師長 平成18年6月 当社専務取締役 平成23年4月 当社技術開発本部統括 平成23年6月 当社取締役副社長 平成26年6月 当社取締役副社長執行役員(現任) 平成28年4月 当社技術開発総括本部長 平成29年4月 当社グループCTO 技術開発本部統括(現任) 平成30年4月 当社技術開発総括(現任)	91,399株
	(取締役候補者とした理由) 同氏は、電磁誘導分野の工学博士として大手総合電機メーカーの研究所で重責を務めるなど、技術的立場での豊富な知識と経験を有しております。当社グループの技術総括責任者として、国内外の技術開発体制の再構築・強化に努めております。引き続き取締役として選任をお願いするものであります。 (取締役候補者と当社との特別利害関係) 同氏と当社との間に特別な利害関係はありません。		
4 【再任】 取締役 在任期間 13年 0ヶ月	ささのまさお 佐々野雅雄 (昭和33年10月15日生) 取締役会への出席状況 17回中17回	昭和56年3月 当社入社 平成17年6月 当社取締役(現任) 平成23年4月 当社経営管理本部統括(現任) 平成26年6月 当社常務執行役員(現任)	67,713株
	(取締役候補者とした理由) 同氏は、海外拠点、経理財務、経営管理部門における業務経験を有しております。当社及びグループの管理統括責任者としてガバナンス体制の構築、グループ基幹業務システムの再構築等に取り組んでおります。引き続き取締役として選任をお願いするものであります。 (取締役候補者と当社との特別利害関係) 同氏と当社との間に特別な利害関係はありません。		

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
5 【新任】	さかもとゆきたか 坂本幸隆 (昭和34年10月6日生)	昭和58年3月 当社入社 平成22年1月 当社理事役員 平成23年4月 当社パワーエレクトロニクス事業推進本部統括 平成23年6月 当社取締役 平成26年6月 当社取締役退任 当社常務執行役員(現任) 平成30年1月 当社電源・デバイス事業本部統括 兼 エネルギー・ソリューション事業本部統括 平成30年4月 当社事業総括 兼 エネルギー・ソリューション事業本部統括(現任)	32,354株
<p>(取締役候補者とした理由) 同氏は、トランス・電源の技術者を経てパワコン開発技術責任者としての経験を有しており、現在は常務執行役員として当社パワーエレクトロニクス及び電源・デバイス両事業本部を束ねる事業総括責任者として業績回復に取り組んでおります。これらの業務を通じて得た経験や知見が当社グループの経営に不可欠なものと判断し、新たに取締役としての選任をお願いするものであります。 (取締役候補者と当社との特別利害関係) 同氏と当社との間に特別な利害関係はありません。</p>			
6 【再任】 【社外】 【独立】	はやのとしひと 早野利人 (昭和21年12月3日生)	昭和44年4月 株式会社野村総合研究所入社 平成8年6月 同社常務取締役 平成10年6月 国際証券株式会社代表取締役専務 平成13年6月 国際キャピタル株式会社 代表取締役社長 平成16年4月 ニュー・フロンティア・パートナーズ株式会社 代表取締役社長 平成23年4月 中部大学経営情報学部教授 平成26年6月 当社取締役(現任) 平成28年6月 日本軽金属ホールディングス株式会社 社外監査役(現任)	500株
取締役 在任期間 4年 0ヶ月	取締役会への出席状況 17回中16回	<p>(重要な兼職の状況) 公益財団法人大崎企業スポーツ事業研究助成財団顧問 日本軽金属ホールディングス株式会社社外監査役</p> <p>(社外取締役候補者とした理由) 同氏は、事業法人の経営者並びに大学教授としての豊富な経験・実績・見識を有しており、当社の企業価値向上に向け経営全般に亘り積極的に意見・提言等を行い、経営ガバナンスの向上に貢献しております。このような幅広い経験と高度な知見に基づいた経営の監視、監督を受けることは、当社経営の公正性確保に資すると判断し、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。 (社外取締役候補者と当社との特別利害関係) 同氏と当社との間に特別な利害関係はありません。</p>	

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
7 【再任】 【社外】 取締役 在任期間 1年 0ヶ月	おお さか せい じ 逢 坂 清 治 (昭和33年10月28日生) 取締役会への出席状況 14回中9回	昭和57年4月 TDK株式会社入社 平成21年6月 同社執行役員 平成24年6月 同社常務執行役員 平成29年4月 同社戦略本部長兼人事担当 平成29年6月 同社取締役専務執行役員(現任) 当社取締役(現任) 平成30年4月 同社戦略本部長(現任) (重要な兼職の状況) T D K 株式会社取締役専務執行役員	—
	<p>(社外取締役候補者とした理由)</p> <p>同氏は、当社の主要株主である事業法人の役員として、豊富な経験・実績・見識を有しており、主要株主としての観点から当社の企業価値向上に向け経営全般に的確な助言をいただいております。かかる実績を踏まえ、同氏の実績・経験等を経営に活用することで、経営体制をさらに強化できると判断し、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。</p> <p>(社外取締役候補者と当社との特別利害関係)</p> <p>同氏と当社との間に特別な利害関係はありません。</p> <p>同氏が取締役専務執行役員を務めるT D K株式会社と当社との間では、資本業務提携に関する合意書を締結しており、材料仕入等の取引関係があります。</p>		

- (注) 1. 早野利人及び逢坂清治の両氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。なお、当社は早野利人氏を株式会社東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として同取引所に届け出ており、同氏が取締役に再任され就任した場合には、引き続き独立役員となる予定であります。
2. 社外取締役候補者に関する特記事項は以下のとおりであります。
- (1) 早野利人及び逢坂清治の両氏は、当社又は当社の子会社の業務執行者又は役員であったことはありません。
- (2) 当社は、早野利人及び逢坂清治の両氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金500万円又は法令が規定する額のいずれか高い額としており、両氏の再任が承認された場合、当社は両氏との間で当該契約を継続する予定であります。

以上

(添付書類)

事業報告

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度における世界経済は、米国の保護主義を起因とした米中両国の貿易摩擦による世界的な負の影響への懸念が払拭できないものの、米国・中国・欧州の経済は堅調に推移しており、総じて緩やかな回復基調で推移いたしました。わが国経済においても、堅調な雇用や所得情勢の改善を背景に緩やかな回復基調が続きました。

また、当社事業が関係する再生可能エネルギー市場は、気候変動問題への取組が従来以上に重要視され、中でも太陽光発電はその発電コストの大幅な低下に伴い、グローバルに拡大を続けています。しかしながら、わが国においては急速に進む太陽光発電の設置に伴う国民負担の増大と系統接続の容量不足の課題が浮き彫りになり、抜本的な法改正を行いました。このことにより太陽光発電の国内市場は前年度に引き続き停滞が続きました。

このような経営環境のもと、変成器事業においては、エアコンなど白物家電のグローバルな市場の伸びに支えられ、アジアを中心としたセットメーカーからの受注が堅調に推移しました。一方、電源機器事業においては、アミューズメント用電源は大幅に増加したものの、パワーコンディショナの販売は、再生可能エネルギーの普及政策である固定買取制度（FIT）の買取価格の低下および規制強化が行われ、国内市場の大幅な縮小の影響を受け、大きく減少しました。太陽光発電は日本以外での市場の拡大が続いており、当社も米国やアジアでの販売拡大に取り組み、ハワイやカリフォルニア州での蓄電ハイブリッドシステムの市場投入を開始しました。しかしながら、地域・州・事業者毎に違う電力規制や設置要件に対して製品の個別対応を行うことに時間を要し、本格普及には至りませんでした。

この結果、当連結会計年度の売上高は26,417百万円（前期比1.0%増）、営業損失は4,361百万円（前年同期は営業損失3,333百万円）、経常損失は4,432百万円（前年同期は経常損失3,415百万円）、特別損失として固定資産の減損損失4,544百万円を計上したことから親会社株主に帰属する当期純損失は8,830百万円（前年同期は親会社株主に帰属する当期純損失5,782百万円）となりました。

なお、配当金に関しましては、当期の財政状態、今後の経営環境等、諸般の事情を勘案し、誠に遺憾ではありますが、期末配当は見送りとさせていただきます。

セグメントごとの業績の状況

報告セグメント		第 79 期	第 80 期	前 期 比
変 成 器 事 業	売 上 高	9,391 百万円	9,743 百万円	103.7 %
	営 業 利 益	321	24	-
電 源 機 器 事 業	売 上 高	16,764	16,674	99.5
	営 業 利 益	△3,420	△4,228	-

- (注) 1. △は損失を示しております。
2. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

① 変成器事業

変成器事業は、売上は堅調に推移したものの銅及び鋼材等の原材料コストのアップにより、売上高は9,743百万円（前期比3.7%増）、営業利益は24百万円(前期比92.3%減)となりました。

② 電源機器事業

電源機器事業は、アミューズメント用電源が大幅に増加したものの、国内太陽光発電市場の低迷により、太陽光発電用パワーコンディショナが減少し、売上高は16,674百万円（前期比0.5%減）となりましたが、棚卸評価損の計上等により、営業損失は4,228百万円（前年同期は営業損失3,420百万円）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資額は913百万円であります。主なものはタイ国田淵電機の新工場の電源機器生産設備、東莞田淵電機有限公司の電源機器生産設備であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度に増資又は社債発行等による重要な資金調達は行っておりません。

当連結会計年度末の有利子負債は10,735百万円となり、前連結会計年度末と比較して1,360百万円増加しました。

(4) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第77期 (平成27年3月期)	第78期 (平成28年3月期)	第79期 (平成29年3月期)	第80期 (平成30年3月期)
売上高 (百万円)	53,299	39,103	26,156	26,417
営業利益 (百万円)	11,061	4,916	△3,333	△4,361
経常利益 (百万円)	11,506	4,704	△3,415	△4,432
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	7,695	3,181	△5,782	△8,830
1株当たり当期純利益 (円)	190.40	78.72	△143.07	△218.48
総資産 (百万円)	37,802	36,823	31,844	22,698
純資産 (百万円)	14,661	16,363	9,905	1,277
1株当たり純資産 (円)	362.74	404.86	245.08	31.61

(注) 1. △は損失を示しております。

2. 百万円単位の記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第77期 (平成27年3月期)	第78期 (平成28年3月期)	第79期 (平成29年3月期)	第80期 (平成30年3月期)
売上高 (百万円)	42,788	29,822	16,309	13,352
営業利益 (百万円)	7,437	3,380	△4,358	△2,924
経常利益 (百万円)	7,928	3,583	△4,068	△1,986
当期純利益 (百万円)	5,082	2,288	△6,433	△5,624
1株当たり当期純利益 (円)	125.75	56.63	△159.18	△139.16
総資産 (百万円)	28,212	25,657	18,261	14,506
純資産 (百万円)	10,206	11,797	4,822	△822
1株当たり純資産 (円)	252.54	291.89	119.32	△20.36

(注) 1. △は損失を示しております。

2. 百万円単位の記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(5) 対処すべき課題

今後の世界経済は、東アジアや中東等における地政学リスクや、米国の保護主義に起因する米中両国の貿易摩擦による世界的な負の影響への懸念が払拭できないものの、引き続きグローバルな好景気サイクルにより、ゆるやかな拡大基調が続くものと期待されています。地域的にも、米国や欧州等の先進国において引き続き好調な企業収益、堅調な個人消費の持続が想定され、中期的には新興国の経済成長が更に高まることが期待されています。わが国経済においても、雇用・所得環境や企業収益の改善が見込まれ、引き続き着実な景気回復が続くことが期待されています。エネルギー産業を取り巻く環境については、グローバルには、脱炭素化の流れを受けて再生可能エネルギーの導入拡大や自動車のEV化が今後も継続して行くものと思われます。一方、日本においては、近年の固定価格買取政策の変更等に伴い、太陽光発電市場は大きく減退しています。しかしながら長期的には、日本においても脱炭素社会構築のため再生可能エネルギーの基幹電源としての拡大や自動車のEV化推進等の流れに変わりはありません。

このような状況下にあって、当社グループは、引き続きグローバル・パワーソリューション・カンパニーの考え方を基本としつつ、新たな展開を目指して取り組んでまいります。

2018年2月13日に2018年度をスタートとする新中期経営計画（MBP2022）を策定いたしました。従来の基本的な方針は維持しつつも、新たに以下の2つの基本戦略を盛り込みました。第1に、太陽光のみに依存した一本足の事業構造から転換するため、事業領域の再定義を行いました。既存事業の電源・デバイス事業及びエネルギー・ソリューション事業に加え、「第3の事業の柱」として、太陽光で培ったパワーエレクトロニクス技術を活かし、EV化等で市場が急拡大する「車載事業」への本格参入を目指します。第2に、顧客志向の徹底による事業推進を行います。2017年4月から始まった事業本部制を更に強化し、技術・販売一体化による顧客密着営業により、機敏な戦略変更とその実行力の確保を行います。まずは2018年度に黒字化を実現するために、昨年より取り組んでいる固定費削減を引き続き推し進めるとともに、増収に向けてあらゆる施策を実行していきます。

この他、中長期的な技術優位性を確保するための国内外研究開発体制の着実な充実、グループ全体で取り組んでいる品質及び生産革新活動により、品質の向上及び原価力の強化を図り、収益基盤の強化に引き続き努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(6) 主要な事業内容 (平成30年3月31日現在)

当社グループは、電子・電気機械器具及び部品の製造並びに販売とこれに付帯関連する事業を営んでおりますが、主要製品は次のとおりであります。

セグメント	主要製品	用途
変成器事業	低周波トランス 高周波トランス マグネトロン駆動用トランス 高圧トランス 力率改善用リアクタ 水冷式トランス 大型電磁石 磁場コイル マグネットワイヤ	自然エネルギー変換機器 環境システム機器 デジタルAV機器 情報通信機器 調理・空調機器 アミューズメント機器
電源機器事業	パワーコンディショナ 蓄電ハイブリッドシステム 各種スイッチング電源 ACアダプタ バッテリーチャージャ マグネトロン駆動用インバータ ランプドライブ用電子安定器 LED照明用電源 各種機器の組立	産業機器 ヘルスケア・医療機器 輸送機器

(7) 主要な事業所 (平成30年3月31日現在)

① 当社

本 社 (大阪市)
東 京 支 社 (東京都千代田区)

② 主要な子会社

田淵電子工業株式会社 (栃木県大田原市)
テクノ電気工業株式会社 (神奈川県秦野市)
タイ国田淵電機 (タイ国 チャチェンサオ県)
上海田淵変圧器有限公司 (中国 上海市)
香港田淵電機有限公司 (中国 香港特别行政区)
東莞田淵電機有限公司 (中国 広東省)
ベトナム田淵電機 (ベトナム バクニン省)
米国田淵電機 (米国 カリフォルニア州)
マルシュナー田淵電機 (ドイツ バーデン=ヴュルテンベルク州)

(8) 使用人の状況（平成30年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前期末比増減
3,364名	400名減

(注) 使用人数は就業人員であり、臨時雇用者数（383名）を含んでおります。

② 当社の使用人の状況

区 分	使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男 性	305名	31名減	44.0歳	10.7年
女 性	45	3名減	35.5	6.6
合計又は平均	350	34名減	42.9	10.2

(注) 使用人数は就業人員であり、出向者（19名）及び臨時雇用者数（1名）を含んでおります。

(9) 重要な親会社及び子会社の状況（平成30年3月31日現在）

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
田淵電子工業株式会社	282百万円	100.0%	電源機器の製造販売
タイ国田淵電機	100百万バーツ	100.0	変成器、電源機器の製造販売
香港田淵電機有限公司	72百万香港ドル	100.0	変成器、電源機器の販売
東莞田淵電機有限公司	5,000千米ドル	(間接) 100.0	変成器、電源機器の製造販売
上海田淵変圧器有限公司	6,500千米ドル	100.0	変成器の製造販売
ベトナム田淵電機	5,000千米ドル	(間接) 100.0	変成器の製造販売

③ 特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

(10) その他の重要な関連会社の状況 (平成30年3月31日現在)

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
韓国トランス株式会社	3,760 ^{百万ウォン}	44.2%	変成器及びマグネットワイヤの製造販売
江西碧彩田淵変圧器有限公司	25,000 ^{千元}	(間接) % 50.0	変成器の製造販売

(注) 韓国トランス株式会社及び江西碧彩田淵変圧器有限公司は持分法適用会社であります。

(11) 主要な借入先及び借入額 (平成30年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社みずほ銀行	3,826 ^{百万円}
株式会社三井住友銀行	1,904
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,329

(注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(注) 2. 株式会社みずほ銀行、株式会社三井住友銀行の借入残高には、株式会社みずほ銀行を幹事とする金融機関4社によるシンジケートローンの残高の一部が含まれております。

(12) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主への利益還元を経営上の最重要課題の一つに据え、業績と財務状況を総合的に勘案し、安定配当の維持を目指す考えであります。

また、内部留保金につきましては、将来の成長分野への重点投入、さらには海外展開や環境対策などに活用するとともに、連結経営基盤の一層の強化を通じて、株主の期待に応えてまいり所存であります。

なお、当期末配当につきましては、誠に遺憾ながら見送らせていただきました。また、次期の配当につきましては、中間配当は見送りとさせていただきます、期末配当は業績の推移を踏まえ決定することとし、現時点では未定とさせていただきます。株主の皆様におかれましては、何卒、ご理解くださいますようお願い申し上げます。

(13) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社グループは、前連結会計年度において、連結営業損失3,333百万円、連結経常損失3,415百万円、親会社株主に帰属する当期純損失5,782百万円を計上し、当連結会計年度においても、連結営業損失4,361百万円、連結経常損失4,432百万円、親会社株主に帰属する当期純損失8,830百万円を計上しております。

また、同期間の単体の損益の状況は、前事業年度において、営業損失4,358百万円、経常損失4,068百万円、当期純損失6,433百万円を計上し、当事業年度においても、営業損失2,924百万円、経常損失1,986百万円、当期純損失5,624百万円を計上し、貸借対照表の純資産の部は前事業年度末は4,822百万円でしたが当事業年度末は822百万円の債務超過に至ったことから、一部の金融機関と締結している借入契約（平成30年3月31日現在借入残高3,981百万円）について、同契約の財務制限条項に抵触しております。その財務制限条項の内容は次の通りです。

- ① 連結純資産基準：2017年3月期決算期末日における連結貸借対照表上の純資産の部の金額の65%以上に維持すること
- ② 単体純資産基準：2017年3月期決算期末日における単体貸借対照表上の純資産の部の金額の60%以上に維持し、かつ純資産の部のうち利益剰余金をマイナスとしないこと
- ③ 連結利益維持基準：2017年9月第2四半期以降、連続する2半期における連結損益計算書に示される経常損益が2半期共に損失とならないようにすること
- ④ 単体利益維持基準：2017年9月第2四半期以降、連続する2半期における単体損益計算書に示される経常損益が2半期共に損失とならないようにすること

これらの状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

当社グループでは、このような状況を解消し、収益構造の改革と業績の回復を実現するために以下の施策を実行し、国内外での売上拡大を図り、中長期的な成長に向けたキャッシュフローの確保を実現してまいります。

1. 事業について

1) 新中期経営計画「MBP2022」の推進

更なる収益構造改革と業績の回復を実現するために、2018年度から2022年度までの5ヵ年の中期経営計画を策定し、「Global Power-Solution Company」を基本戦略として、パワーエレクトロニクス市場での拡大・展開を押し進めてまいります。

(1) 事業領域の再定義

先進のパワーエレクトロニクス技術を活用した「特徴あるデバイス」と「ひと味違うパワー・ソリューション」で、新たに車載事業を第3の柱と位置づけ、本格的な取り組みを開始するとともに、既存のエネルギー・ソリューション事業、及び電源・デバイス事業についても、事業環境の変化に対応した取り組みを推進いたします。

①エネルギー・ソリューション事業

- i) 国内事業基盤の再構築（今後成長が見込まれる住宅用・蓄電システムへの重点化）
- ii) グローバル分散型電源（DER）市場へ展開
- iii) プラットフォーム化によるコスト力の強化

②電源・デバイス事業

- i) 民生用・産業用・車載用トランス・コイルの着実な拡大
- ii) アミューズメント用電源で培った PDIC 応用製品への新展開

③車載事業

- i) 太陽光発電で培った独自のパワーエレクトロニクス技術を活かし、車載機器やワイヤレス給電機器等の車載関連事業に本格参入

(2) 顧客志向の徹底による事業推進

お客様に密着し、さまざまなニーズに誠実に向き合い、ご利用の現場で真にご評価して頂ける製品の企画・開発・生産・販売・アフターサービスに、全社一体となって取り組みます。

2) 事業組織改革

事業部制組織の導入により、①迅速な意思決定、②事業別収益責任の明確化、③製・技・販一体化によるグローバルでの製品開発及び販売体制の強化を進めております。

3) 固定費削減

徹底した省力化の推進や海外拠点の生産配置見直し等、生産体制の最適化を図ると共に、役員報酬・賞与の削減や労務構成の見直し等による人件費の圧縮、及び、物流コストを始めとする管理可能経費の削減等、固定費の徹底した削減に努めております。また、当連結会計年度において電源機器事業のうちエネルギーソリューション事業、不採算拠点、及び全社共用資産に係る固定資産について減損処理を行い、これによる固定費の圧縮が見込まれます。

2. 財務基盤の安定化

財務制限条項に抵触した借入金については、期限の利益喪失の請求を猶予していただくよう申し入れを行い、各行のご承諾を受け継続しております。また、主要取引銀行との間で長期借入金元本の返済に関する条件変更契約を締結しております。当社としてはメインバンクを中心に主要取引銀行と緊密な関係を維持しており、継続的な支援が得られるものと考えております。

しかしながら、これらの対応策は実施途上であり、上述の対応によっても、今後の事業の進捗状況や主要取引銀行との協議の状況によっては、今後の資金繰りに重要な影響を及ぼす可能性があることから、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が存在するものと認識しておりますが、上記経営改善策を着実に実施していくこと並びに主要取引銀行との緊密な関係を維持することで、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況の解消に努めてまいります。

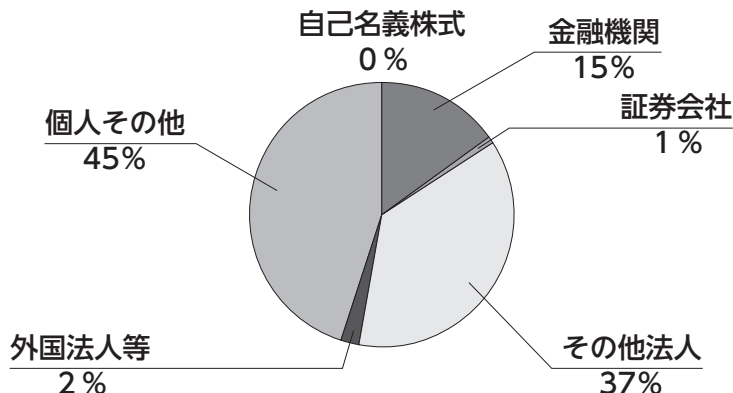
2. 会社の株式に関する事項（平成30年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 120,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 40,502,649株（うち自己株式85,132株）
 (3) 株主数 9,241名
 (4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数 千株	持株比率 %
T D K 株式会社	8,000	19.79
美登里株式会社	2,824	6.98
株式会社みずほ銀行	1,883	4.66
田淵暉久	1,209	2.99
株式会社銭高組	900	2.22
ミヨシ電子株式会社	635	1.57
伊藤忠丸紅鉄鋼株式会社	625	1.54
株式会社三井住友銀行	600	1.48
日本生命保険相互会社	590	1.46
J F E スチール株式会社	575	1.42

- (注) 1. 持株比率は、自己株式数85,132株を控除した発行済株式総数40,417,517株により算出しております。
 2. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

株式分布状況



3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況 (平成30年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
※取締役会長	田 淵 暉 久	
※取締役社長	貝方士 利 浩	執行役員会議長
取 締 役	阪 部 茂 一	副社長執行役員 グループC T O / 技術開発本部統括
取 締 役	佐々野 雅 雄	常務執行役員 経営管理本部統括
取 締 役	塩 津 晴 二、	
取 締 役	早 野 利 人	公益財団法人大崎企業スポーツ事業研究助成財団顧問 日本軽金属ホールディングス株式会社社外監査役
取 締 役	逢 坂 清 治	T D K 株式会社取締役専務執行役員
監 査 役	尾 崎 利 明	常勤
監 査 役	林 浩 志	税理士 (林税理士事務所 所長)
監 査 役	石 田 昭	公認会計士・税理士 石田昭事務所 所長 株式会社京写社外監査役 フジッコ株式会社社外取締役 (監査等委員)

(注) 1. ※印は代表取締役であります。

2. 取締役塩津晴二、早野利人及び逢坂清治の3氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
3. 監査役林浩志氏及び石田昭氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
4. 監査役尾崎利明氏は、当社内の経理関連部門で経理経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査役林浩志氏は、税理士の資格を有しており、また、監査役石田昭氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、それぞれ財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 当事業年度中の役員の異動は、次のとおりであります。

(1) 就任

逢坂清治氏は、平成29年6月29日開催の第79回定時株主総会において取締役に新たに選任され、就任いたしました。

石田昭氏は、平成28年6月29日開催の第78回定時株主総会において補欠監査役に選任され、平成29年9月30日付で新たに監査役として就任いたしました。

(2) 退任

齋藤昇氏は、平成29年6月29日開催の第79回定時株主総会の終結の時をもって、取締役を退任いたしました。

米田秀実氏は、健康上の理由により、平成29年9月30日をもって、監査役を辞任いたしました。辞任時の重要な兼職及び当社との関係は以下のとおりであります。

- ・弁護士法人淀屋橋・山上合同 社員 / 弁護士法人と顧問契約を締結しております。
- ・株式会社マイスターエンジニアリング 社外監査役 / 特別の関係はありません。

7. 取締役塩屋晴二、氏及び早野利人氏は、株式会社東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
8. 監査役林浩志氏は、株式会社東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
9. 当社は執行役員制度を導入しております。取締役を兼務しない執行役員は下記のとおりであります。

地 位	氏 名	担 当
常務執行役員	坂 本 幸 隆	エネルギー・ソリューション事業本部統括 電源・デバイス事業本部統括 グループCMO
執 行 役 員	黒 肱 正 彦	海外事業推進本部統括 エネルギー・ソリューション事業本部副統括
執 行 役 員	杉 谷 純 之 介	タイ国田淵電機社長
執 行 役 員	灘 口 紀 男	品質本部統括
執 行 役 員	高 田 充 人	経営管理本部副統括

(注) 当事業年度中の執行役員の異動は、次のとおりであります。

井玉敢氏は平成29年6月29日をもって、執行役員を退任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、監査役及び社外取締役の全員との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、金500万円又は法令が規定する額のいずれか高い額であります。

(3) 当事業年度に係る当社の取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	人 数	報 酬 等 の 額	摘 要
取 締 役	8名	156百万円	うち社外取締役 4名 18百万円
監 査 役	4名	26百万円	うち社外監査役 3名 8百万円
合 計	12名	183百万円	

(注) 1.平成26年6月27日開催の第76回定時株主総会により決定された報酬限度額は、取締役は年額3億円（うち社外取締役は年額30百万円）、監査役は年額50百万円（うち社外監査役は年額20百万円）であります。

2.上記人数及び報酬等の額には、平成29年6月29日開催の第79回定時株主総会の終結の時をもって退任した社外取締役1名、また、平成29年9月30日をもって辞任した社外監査役1名を含んでおります。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係（平成30年3月31日現在）

区 分	氏 名	兼 職 先	兼 職 内 容	当社との関係
社外取締役	早野利人	公益財団法人大崎企業スポーツ事業研究助成財団	顧 問	特別の関係はありません。
		日本軽金属ホールディングス株式会社	社 外 監 査 役	特別の関係はありません。
	逢坂清治	TDK株式会社	取 締 役 員 専 務 執 行 役 員	資本業務提携に関する合意書を締結しており、材料仕入等の取引関係があります。
社外監査役	林浩志	林税理士事務所	税 理 士	特別の関係はありません。
	石田昭	公認会計士・税理士 石田昭事務所	公 認 会 計 士 税 理 士	特別の関係はありません。
		株式会社京写	社 外 監 査 役	特別の関係はありません。
		フジッコ株式会社	社 外 取 締 役 (監査等委員)	特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
社外取締役	塩津晴二、	当事業年度に開催した取締役会17回全てに出席し、必要に応じて、主に経験豊富な経営者の観点から発言を行っております。
	早野利人	当事業年度に開催した取締役会17回中16回に出席し、必要に応じて、主に経験豊富な経営者の観点から発言を行っております。
	逢坂清治	平成29年6月29日に就任後、当事業年度に開催した取締役会14回中9回に出席し、必要に応じて、主に主要株主並びに経営者としての観点から発言を行っております。
社外監査役	米田秀実	平成29年9月30日に辞任するまでの当事業年度に開催した取締役会9回中6回に出席し、また、監査役会8回中6回に出席し、必要に応じて、主に企業法務に精通した弁護士としての観点から発言を行っております。
	林浩志	当事業年度に開催した取締役会17回中16回に出席し、また、監査役会15回全てに出席し、必要に応じて、主に税務及び会計面の専門家としての観点から発言を行っております。
	石田昭	平成29年9月30日に就任後、当事業年度に開催した取締役会8回中7回に出席し、また、監査役会7回全てに出席し、必要に応じて、主に税務及び会計面の専門家としての観点から発言を行っております。

③ 独立性に関する基準又は方針

当社は、社外取締役の選任にあたり、独立性に関する明確な基準を定めておりませんが、東京証券取引所の有価証券上場規程施行規則等を参考とし、社外取締役と当社グループとの利害関係を慎重に調査・検討したうえで、一般株主との利益相反が生じるおそれがないこと、多様な事業分野において経営に関する豊富な知見や専門性の高い知識等を有することを重視して社外取締役を選任しております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る報酬等の額	48百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	48百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に関する報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記の金額はこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の重要な子会社のうち、タイ国田淵電機、香港田淵電機有限公司、東莞田淵電機有限公司、上海田淵変圧器有限公司及びベトナム田淵電機は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査（会社法又は金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。
3. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の職務執行状況や監査計画の内容等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
4. 会計監査人の報酬等の額については、上記以外に前事業年度に係る追加報酬の額が12百万円あります。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると判断したときは、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任する方針です。

この場合、監査役会が選任した監査役は、解任後最初に招集された株主総会におきまして、会計監査人の解任の旨及び理由を報告いたします。

また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性又は独立性を害する事由の発生により、会計監査人の適正な職務の執行に支障があると判断した場合に、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社は、「経営理念」「企業目的」を経営戦略の策定や経営の意思決定の拠りどころとなる諸活動の基本方針と位置づけています。

そして、経営層はもとより社員全員が、その諸活動の遂行にあたり、定款や法令を遵守し正しく適切に行うと同時に、適切で有効な制御機能が図れるような業務体制の構築、維持・改善に努めます。

(1) 当社及び当社グループの取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社グループは、コンプライアンス経営を重要課題の一つとして位置づけております。法令遵守はもとより定款・社内規程及び社会倫理を遵守した誠実な行動をとるための行動基準として「企業行動規範」及び「コンプライアンス規程」を定め、当社及び当社グループの全ての役員及び使用人に対して周知することとしております。
- ② 当社取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会は、グループ全体のコンプライアンス体制の構築、維持・整備及び問題点の把握と改善に努めるとともに、役員及び使用人への教育と啓蒙活動を行っております。
- ③ 当社監査役は、内部監査室と連携し、コンプライアンス体制と運用についての調査及びその有効性の有無等について、当社取締役会に報告をするものとします。

(当該体制の運用状況)

当社は、法務研修等を通じて役職員に対してコンプライアンス教育を実施するとともに、企業行動規範の遵守誓約書の提出を通じて啓蒙及び周知徹底を図っております。また監査役監査及び内部監査によって、当社及び当社グループの取締役、使用人の職務が法令、定款及び社内規程等に基づき適切に執行されていることを確認しております。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、株主総会・取締役会をはじめとする重要な会議の記録や、各取締役が主催するその他の重要な会議の記録及び各取締役が「職務権限規程」に基づいて決裁した文書等、取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び社内規程に従い、その保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で記録・保存・管理します。

(当該体制の運用状況)

取締役会、執行役員会等の重要な会議の資料及び議事録等は、十分なセキュリティを確保したうえで、常時閲覧可能な当社役員限定の社内ウェブサイト上で適切に管理・保存し

ております。また、IT部門による情報セキュリティに関する社内研修を実施し情報管理体制の整備を進めております。

(3) 当社及び当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社及び当社グループは、リスクの把握・認識及び適切な対応を行うため、「リスク管理規程」を定め、当社取締役社長を委員長とするリスク管理委員会を設置し、カテゴリー毎のリスクについての管理責任者を決定し、重要リスクの洗出し・リスク情報の管理及びリスク対応体制の整備等、定例的にリスクの点検、評価、対策等を管理、監督します。
- ② 当社及び当社グループは、不測の事態が発生した場合の手続きを含む「危機管理規程」を定め、有事の際には当社取締役社長を本部長とする対策本部を設置し迅速かつ適切な対応が行われる体制を整えることとしています。
- ③ 当社の監査役及び内部監査室は、当社及び当社グループ会社に対するリスク管理の状況の監査を行い、当社取締役会等にその結果を報告し、取締役会はその問題点の把握と改善に努めます。

(当該体制の運用状況)

リスク管理委員会の指示のもと、各部門及びグループ各社における重要リスクの洗出し及びリスク情報の共有化を図っております。また、当社従業員を対象に安否情報確認システムの導入を実施し、震度5弱レベルの地震が発生した場合に従業員及び家族の安否が確認できる体制を整えております。

(4) 当社及び当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社及び当社グループは、定例の取締役会を月1回開催し、また必要に応じて随時開催することにより、重要事項の決議及び取締役の業務執行状況の監督を行っております。
- ② 当社は、取締役会の決定に基づく業務執行に関しては、執行役員制度の導入により、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離し、責任と権限の明確化、意思決定の迅速化及びコーポレートガバナンスの強化を図るとともに、「組織規程」「業務分掌規程」「職務権限規程」「子会社管理規程」において、各部門の業務範囲と各職位の権限を明確にし、業務運営の効率化を図っております。
- ③ 当社及び当社グループの取締役の職務の執行の検証については、当社及び当社グループの取締役会等において、経営計画に基づいた計画に対し、各担当取締役よりその執行状況を報告させ、施策及び効率的な業務遂行体制の検証と見直しを行います。

(当該体制の運用状況)

取締役会から業務執行の委任を受けた執行役員による執行役員会を15回開催するとともに、組織体制強化の一環として専門職制度を創設し管理職の業務範囲と職務権限の明確化を図り、業務運営の効率化を図っております。

(5) 当社及び当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ① 当社グループにおいては、当社の企業行動規範に基づき、グループ会社が一体となった内部統制システムの構築を目指し、各グループ会社において当社に準じたコンプライアンス推進体制を整備させ、当社が必要な教育・研修等を支援します。
- ② グループ会社の管理については、各グループ会社の担当取締役が統括し、各担当取締役が各グループ会社の自主性を尊重しつつ、重要な事項については定期及び都度その報告を求め等により、各グループ会社に対する指導・支援を含めた管理を行います。
- ③ 当社の監査役及び内部監査室は、当社及び当社グループ会社に対する定期又は臨時に監査を実施し、取締役会等にその結果を報告し、取締役会はその問題点の把握と改善に努めます。

(当該体制の運用状況)

各グループ会社の取締役会を毎月開催し、各社における重要事項の機関決定を行うとともに、事業経営の状況について確認し、必要な指導並びに支援を適切に実施しています。また、監査役監査及び内部監査室により実施した監査結果を各グループ会社社長及び本社代表取締役社長に報告しております。

(6) 当社監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 当社監査役が、その職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、当社取締役会は監査役と協議のうえ、内部監査室長及び室員等をその使用人として指名することができるものとします。
- ② 当社監査役の職務を補助すべく指名された内部監査室の室長及び室員等は、監査役が指定する補助すべき期間中において、指揮権は監査役へ委譲されたものとし、取締役及び上司の指揮命令は受けないものとします。

(当該体制の運用状況)

監査役からその職務を補助すべき使用人を置くことは求められておらず、該当事項はありません。

(7) 当社及び当社グループの取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 当社の監査役は、当社及び当社グループの取締役会等の主要な社内会議に出席し適時報告を受ける体制となっています。
- ② 当社及び当社グループの取締役及び使用人は、当社及びグループ会社の業務又は業績に大きな影響を与える事項が発生し又は発生するおそれがあるとき、違法又は不正な行為を発見したとき、その他当社監査役会が報告すべきものと定めた事項が発生したときは、適時適切な方法により当社監査役に報告をするものとします。
- ③ 当社監査役は、必要性に応じて適時、取締役及び使用人に対して報告を求め、必要と思われるその他の会議に出席し、また書類の閲覧・提出を求めることができるものとします。
- ④ 当社監査役は、内部監査室及び会計監査人等と緊密な連携を保つための定期的な意見交換会の開催等により、当社及びグループ会社の監査の実効性が確保できるものとします。
- ⑤ 当社監査役に報告を行った者に対し当該報告を行ったことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止するものとします。
- ⑥ 当社監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い等の請求をしたときは、担当部門において審査のうえ、速やかに当該費用又は債務を処理することとします。

(当該体制の運用状況)

監査役は監査方針を含む監査計画を策定し、毎月定時監査役会を開催し監査役間の情報共有を行っております。また、必要に応じて取締役及び使用人に対して監査役会への出席を求める等、取締役及び使用人との対話を深め会社の状況把握に努めております。さらに毎月開催される取締役会、執行役員会、全体執行会議等の主要会議への出席、及び適宜グループ会社への往査を実施するとともに、会計監査人及び内部監査室と緊密に連携し、取締役及び使用人の職務の執行状況を監査しております。なお、監査役の職務遂行に必要な費用については、監査役の請求に従い審査のうえ速やかに処理しております。

(8) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、大阪府暴力団排除条例及び政府の犯罪対策閣僚会議幹事会の「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」を基本方針としています。これを実践するための具体的行動指針として、「企業行動規範」に「反社会的勢力、団体に対しても、毅然たる態度で対応」することを明文化しています。

また、当社は、「企業行動規範」「コンプライアンス規程」及び「反社会的勢力対応規程」を根拠規程に、コンプライアンス担当役員が統括責任者となって、反社会的勢力対応の基本方針や、運営方針の全社への周知徹底を図っています。総務担当部門を窓口として、地域の警察、企業防衛対策協議会等と緊密に連携し、反社会的勢力対応のための情報収集に努めます。

(当該体制の運用状況)

当社は、所轄警察署と緊密に連携するとともに、企業防衛対策協議会に加盟し、反社会的勢力対応のための体制構築に努めております。

7. 会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容の概要

当社取締役会は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配することを目的として、対象会社の取締役会の賛同を得ずに、一方的に大量の株式買付けを行う行為であっても、経済適合性に基づき判断し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大量買付け等の中には、企業価値ひいては株主共同の利益に明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が大量買付行為の内容や条件等について十分検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買付者の提示した条件よりも有利な条件を引き出すために買付者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものもあり得ます。

当社取締役会は、当社グループの買収を企図した当社取締役会の賛同を得ない当社株式の大量買付け等の行為であっても、これに応じるか否かは、最終的には当社株主の皆様において判断されるべきものであると考えておりますが、上記のような不適切な大量買付け等を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適切ではなく、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがあると考えており、このような不適切な買収行為が行われる場合には、それに対して相当の対抗措置を発動することも必要と考えております。

(2) 基本方針実現に資する特別な取組みの概要

当社は、株主の皆様の中長期的に継続して当社に投資していただくため、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるべく、下記の取組みを実施しております。これらの取組みは、上記(1)の基本方針の実現に資するものであると考えております。

(i) 経営理念・企業目的

当社グループは、「お得意第一主義」、「品質を誇る製品の生産で社会に奉仕する」の経営理念のもと、企業目的を『田淵電機グループの使命は、未来に誇るコアテクノロジーを活かし、地球環境にやさしい「エネルギー先進企業」として広く社会に貢献することです。』と定め、企業価値ひいては株主共同利益の向上に努めております。

(ii) 中期経営計画 (MBP2022)の概要

「Global Power-Solution Company」を基本戦略として、2015年度より取り組んでいた中期経営計画MBP20について本年2月に見直しを行い、2018年度をスタートとし2022年度をゴールとした新たな中期経営計画MBP2022を策定いたしました。

①事業領域の再定義

環境の急激な変化に対応する為、事業ポートフォリオ政策を再定義し、収益性のある事業への選択と集中を行います。

- ・第3の柱として車載事業へ本格参入を目指します
- ・エネルギー分野では、社会的ニーズに対応した、住宅用・蓄電・OEMへの重点化
- ・電源・デバイス事業では、リアクタ・トランス事業の再起動

②顧客志向の徹底による事業推進

機敏な戦略変更とその実行力を確保する為、顧客志向の徹底による事業推進を徹底

- ・顧客密着・技販全社一体による営業活動への変革
- ・権限・責任関係の明確化の為の事業本部制の貫徹
- ・これらの施策を支える「人財」の育成に取り組む

当社グループは、「未来に誇るコアテクノロジーを活かし、地球環境にやさしい『エネルギー先進企業』として広く社会に貢献すること」をミッションに掲げ、本中期経営計画においても企業目的として継続してまいります。国際社会においては、気候変動に係るパリ協定や、国際連合のSDG (持続可能な開発目標、Sustainable Development Goal) 等、気候変動問題への取り組みが従来以上に重要視され、またビジネスの領域においてもESG (環境・社会・ガバナンス、Environment, Social & Governance)投資や、輸送機器分野における急速なEV化の進展等、経済社会のパラダイムシフトが今までに無く加速しています。

このような中であって、持続的成長とさらなる企業価値向上の実現に向け、新たな時代に即した事業ポートフォリオに能動的・機動的に変革することで、パワーエレクトロニクス技術で普遍的な価値創造に貢献する「Global Power-Solution Company」を引き続き目指してまいります。

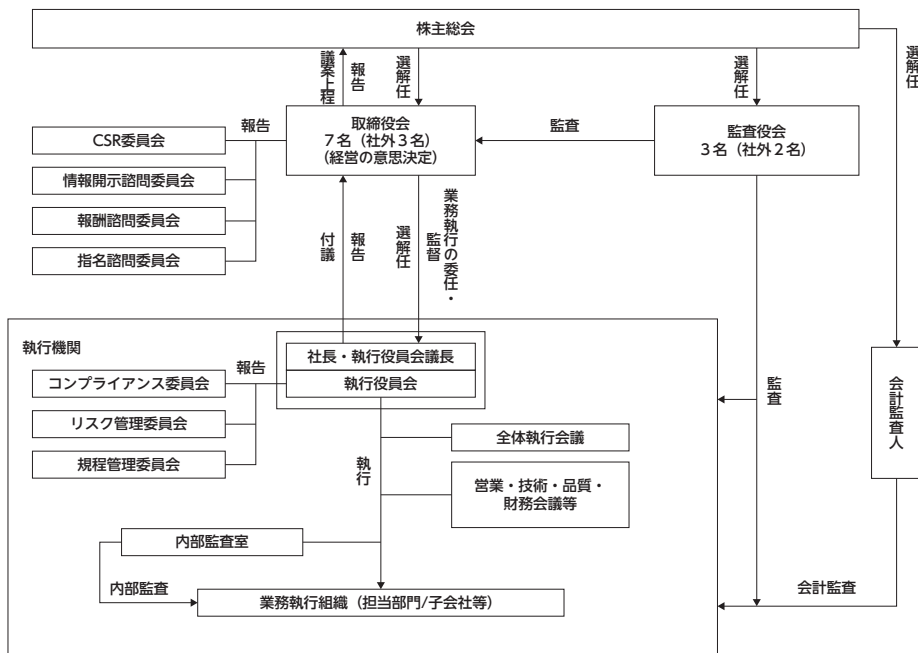
(iii) コーポレートガバナンスの強化に対する取組み

当社は、前述の経営理念及び企業目的のもと、株主の皆様をはじめとする、あらゆるステークホルダーの皆様からの信頼を確保し、企業価値向上を図るため、コーポレートガバナンスの充実・強化を推進しております。

取締役会においては、法令・定款で定められた事項はもとより、経営上重要な事項についての決議や業務執行の監督を行っております。また、平成26年度からは執行役員制度を導入しており、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離することにより、責任と権限の明確化、意思決定の迅速化を図っております。なお、経営に対する監督機能の強化を図るために、取締役7名のうち社外取締役3名を選任しております。

監査役監査については、実効性を高めるため、法律に関する相当程度の知見を有する社外監査役、及び財務・会計に関する相当程度の知見を有する社外監査役をそれぞれ選任しているほか、監査役会と内部監査部門との連携体制を構築しております。各監査役は、法令及び諸基準に準拠し、監査役会が定めた基本方針に基づく監査を行うほか、取締役会その他の重要な会議に出席し必要な意見陳述を行っております。

当社のコーポレート・ガバナンス体制の整備状況の模式図



(3) 不適切な支配の防止のための取組みの概要

当社は、上記(1)の基本方針を実現するための取組みとして、平成29年6月29日開催の第79回定時株主総会において、当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収防衛策)(以下「本プラン」といいます。)を更新することを、株主の皆様にご承認いただきました。

本プランの概要は以下のとおりですが、詳細につきましては、当社ウェブサイト掲載の平成29年6月2日付のニュースリリース「当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収防衛策)の更新に関するお知らせ」をご参照ください(<http://www.zbr.co.jp/>)。なお、本プランの有効期限は、第79回定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとしております。

本プランの目的は、当社に対し、株式の買付け等を行う者又は提案する者(以下「買付者等」といいます。)が現れた場合、不適切な買収でないかどうかを株主の皆様が判断するために必要な情報や時間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する買収を抑止する仕組みを確保することにあります。

実際の発動は、買付者等が、持株比率20%以上となると認められる株式買付けを行う場合を対象に、経済合理性に基づいて個別判断を行い、社外者で構成する独立委員会の勧告を受けて、取締役会決議により発動いたします。新株予約権の無償割当てを行う場合には、全ての株主に持株と同数の新株予約権を割り当てますが、買付者等には予約権行使できない条件を付して、その持株比率を半減させることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を防衛いたします。

(4) 不適切な支配の防止のための取組みについての取締役会の判断及びその理由

本プランは、以下の理由により、上記(1)の基本方針に沿うものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社従業員の地位の維持を目的とするものではありません。

- ① 本プランは、株式会社東京証券取引所における適時開示、当社事業報告等の法定開示書類における開示、当社ウェブサイト等への掲載等により周知させることにより、当社株式に対する買付けを行う者が遵守すべき手続きがあること、並びに、買付者等の不適切な買付行為による権利行使は認められないとの行使条件及び買付者等以外の者から株式と引換えに新株予約権を当社が取得すると取得条項が付された新株予約権の無償割当て等を、当社が実施することがあり得ることを事前に警告することをもって、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうと判断される買収から防衛することが図られております。

② 買収防衛策に関する指針の要件を全て充足していること等

本プランは、経済産業省・法務省の平成17年5月27日付「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を全て充足し、さらに、企業価値研究会の平成20年6月30日付「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容（買収者に対して金員等の交付を行うべきではない、取締役は責任と規律ある行動をとる等）に沿うものであります。

また、東京証券取引所の有価証券上場規程第440条に定める買収防衛策の導入に係る遵守事項（開示の十分性、透明性、流通市場への影響、株主の権利の尊重）にも合致するものであります。

③ 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、当社株式に対する買付け等がなされた際に、当該買付け等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、又は当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものであります。

④ 株主意思を重視するものであること

本プランの有効期間は3年間となっており、いわゆるサンセット条項付であります。また、その有効期間の満了前であっても、当社株主総会において、本プランの廃止又は変更の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従い廃止又は変更されることとなります。以上の意味において、本プランの廃止及び変更は、当社株主総会の意思に基づくこととなっております。

⑤ 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、本プランの施行・運用にあたり、当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために企業価値ひいては株主共同の利益を客観的に判断し、取締役会に勧告する諮問機関として独立委員会を設置しております。

独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、社外有識者、当社社外監査役又は当社社外取締役の中から選任される委員3名以上により構成されております。

また、当社は本プランの運用に際して、適用される法令又は金融商品取引所規則に従い、本プランの各手続きの進捗状況、又は独立委員会による勧告等の概要、当社取締役会の決議の概要、その他当社取締役会が適切と考える事項について適時に情報開示を行うこととし、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資する範囲で本プランの透明な運営が行われる仕組みを確保しております。

⑥ 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、予め定められた合理的客観的発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

⑦ 第三者専門家の意見の取得

当社取締役会及び独立委員会は、各々独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができることにより、判断の公正さ・客観性がより強く担保された仕組みとなっています。

⑧ デッドハンド型若しくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会で導入・廃止を決議することから、いわゆるデッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は、取締役任期を1年とし、毎年の定時株主総会で取締役の全員を選任する制度を採用しており、いわゆる期差任期制を採用していないため、本プランはいわゆるスローハンド型（取締役会の構成の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

連結貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
I 流動資産	15,647	I 流動負債	15,016
現金及び預金	2,623	支払手形及び買掛金	2,679
受取手形及び売掛金	4,426	電子記録債務	1,056
電子記録債権	70	短期借入金	8,094
商品及び製品	4,382	1年内返済予定の長期借入金	776
仕掛品	437	1年内償還予定の社債	30
原材料及び貯蔵品	2,663	リース債務	41
繰延税金資産	48	未払金	884
その他	996	未払法人税等	66
貸倒引当金	△0	賞与引当金	218
		製品保証引当金	197
		その他	969
II 固定資産	7,051	II 固定負債	6,405
有形固定資産	3,722	長期借入金	1,788
建物及び構築物	1,255	退職給付に係る負債	560
機械装置及び運搬具	1,430	繰延税金負債	311
土地	799	資産除去債務	183
建設仮勘定	53	長期前受収益	3,241
その他	182	その他	319
無形固定資産	137	負債合計	21,421
投資その他の資産	3,192	(純資産の部)	
投資有価証券	1,733	I 株主資本	1,642
長期貸付金	214	資本金	3,611
繰延税金資産	199	利益剰余金	△1,947
その他	1,045	自己株式	△21
貸倒引当金	△1	II その他の包括利益累計額	△365
		その他有価証券評価差額金	71
III 繰延資産	0	繰延ヘッジ損益	△3
社債発行費	0	為替換算調整勘定	△397
		退職給付に係る調整累計額	△36
資産合計	22,698	純資産合計	1,277
		負債純資産合計	22,698

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

連結損益計算書

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
I 売上高		26,417
II 売上原価		25,738
売上総利益		679
III 販売費及び一般管理費		5,040
営業損失		4,361
IV 営業外収益		
受取利息	6	
受取配当金	4	
持分法による投資利益	30	
為替差益	13	
その他の他	104	160
V 営業外費用		
支払利息	142	
売上割引	13	
デリバティブ損失	23	
支払手数料	37	
その他の他	13	230
経常損失		4,432
VI 特別利益		
固定資産売却益	9	9
VII 特別損失		
投資有価証券評価損失	24	
減損損失	4,544	
固定資産除売却損	9	
その他の他	51	4,630
税金等調整前当期純損失		9,053
法人税、住民税及び事業税	127	
法人税等調整額	△350	△222
当期純損失		8,830
親会社株主に帰属する当期純損失		8,830

貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
I 流動資産	9,820	I 流動負債	10,187
現金及び預金	1,172	支払手形	100
受取手形	190	買掛金	2,679
売掛金	4,019	電子記録債務	71
電子記録債権	29	短期借入金	5,272
商品及び製品	2,852	1年内返済予定の長期借入金	404
仕掛品	51	1年内償還予定の社債	30
原材料及び貯蔵品	562	未払金	649
前払費用	165	未払費用	29
短期貸付金	1,017	未払法人税等	14
その他	911	賞与引当金	118
貸倒引当金	△1,152	製品保証引当金	197
II 固定資産	4,677	その他の	620
有形固定資産	76	II 固定負債	5,132
土地	76	長期借入金	1,048
その他	0	退職給付引当金	197
投資その他の資産	4,601	長期前払費用	3,270
投資有価証券	357	繰延税金負債	76
関係会社株式	3,061	債務保証損失引当金	341
長期貸付金	1,997	その他の	198
長期前払費用	818	負債合計	15,320
その他	151	(純資産の部)	
貸倒引当金	△1,785	I 株主資本	△893
III 繰延資産	0	資本金	3,611
社債発行費	0	利益剰余金	△4,483
資産合計	14,498	利益準備金	177
		その他利益剰余金	△4,661
		繰越利益剰余金	△4,661
		自己株式	△21
		II 評価・換算差額等	71
		その他有価証券評価差額金	74
		繰延ヘッジ損益	△3
		純資産合計	△822
		負債純資産合計	14,498

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

損 益 計 算 書

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
I 売 上 高		13,352
II 売 上 原 価		13,008
III 売 上 総 利 益		344
III 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,268
IV 営 業 損 失		2,924
IV 営 業 外 収 益		
受 取 利 息	12	
受 取 配 当 金	1,024	
そ の 他	38	1,075
V 営 業 外 費 用		
支 払 利 息	36	
売 上 割 引	13	
デ リ バ テ ィ ブ 損 失	23	
為 替 差 損	10	
支 払 手 数 料	37	
そ の 他	16	137
経 常 損 失		1,986
VI 特 別 利 益		
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	308	
債 務 保 証 損 失 引 当 金 戻 入 額	57	366
VII 特 別 損 失		
減 損 損 失	1,903	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	2,062	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	24	
債 務 保 証 損 失 引 当 金 繰 入 額	9	
固 定 資 産 除 却 損	8	4,007
税 引 前 当 期 純 損 失		5,627
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	32	
法 人 税 等 調 整 額	△35	△2
当 期 純 損 失		5,624

独立監査人の監査報告書

平成30年6月5日

田淵電機株式会社 取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 吉村祥二郎 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 奥村孝司 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、田淵電機株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、田淵電機株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

継続企業の前提に関する注記に記載されている通り、会社は当連結会計年度において重要な営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する当期純損失の計上及び金融機関と締結している一部の借入契約について、同契約の財務制限条項に抵触している等の状況にあることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結計算書類は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結計算書類に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成30年6月5日

田淵電機株式会社 取締役会 御中

有限責任監査法人 トー マ ツ

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 吉村祥二郎 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 奥村孝司 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、田淵電機株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第80期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

継続企業の前提に関する注記に記載されている通り、会社は当事業年度において重要な営業損失、経常損失、当期純損失の計上及び金融機関と締結している一部の借入契約について、同契約の財務制限条項に抵触している等の状況にあることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。計算書類及びその附属明細書は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は計算書類及びその附属明細書に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第80期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、執行役員及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年6月6日

田淵電機株式会社	監査役会
常勤監査役	尾崎利明 ㊟
社外監査役	林浩志 ㊟
社外監査役	石田昭 ㊟

以上

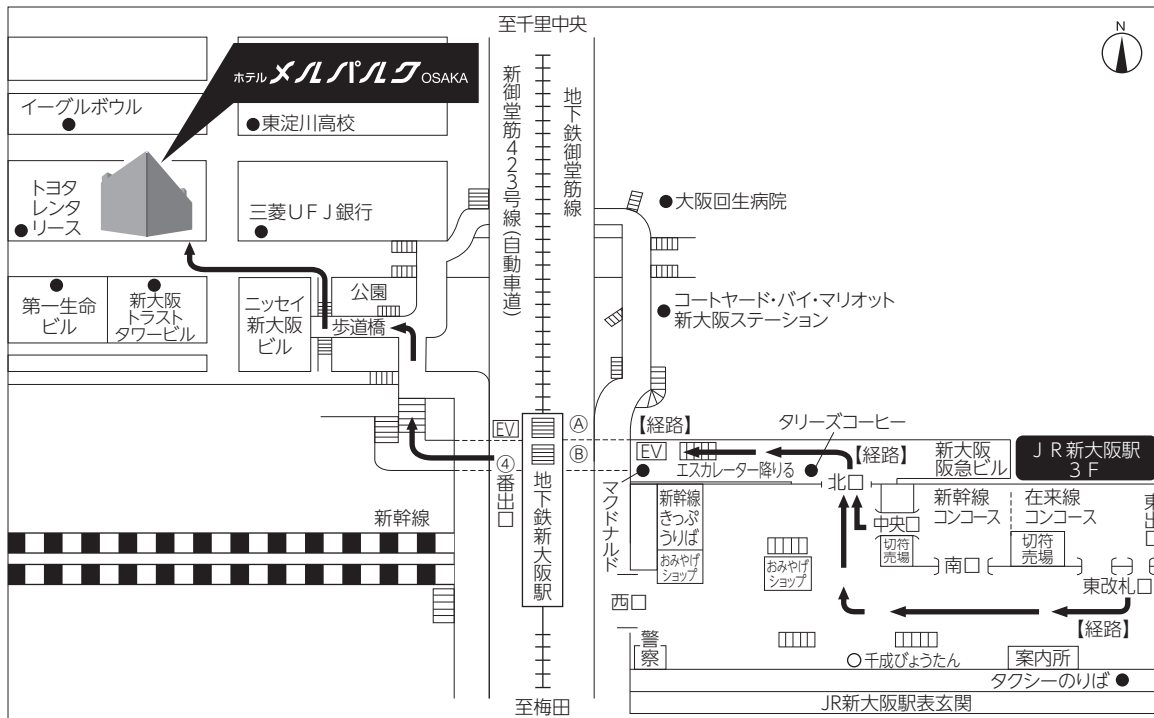
株主総会会場 ご案内図

会場

大阪市淀川区宮原四丁目2番1号
ホテルメルパルク大阪 4階会議室

電話

06-6350-2111



交通機関 ●最寄駅 JR新大阪駅又は地下鉄御堂筋線新大阪駅

◎新幹線・在来線をご利用の場合

[新幹線より]中央口を出て右折し北口へ向かう。

[在来線より]東改札口を出て右へ約150m直進し右折、そのまま直進して北口へ向かう。

[北口より]北口を出て左折。エスカレーターを2階に降りて、地下鉄御堂筋線連絡通路を通り④番出口より、矢印にそってお越しください。

※北口より徒歩約6分

◎地下鉄御堂筋線をご利用の場合

④の階段より④番出口を出て矢印にそってお越しください。

※地下鉄④番出口より徒歩約4分

●公共交通機関のご利用にご協力ください。



田淵電機株式会社



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。